



## 安全衛生

# あれこれ

46

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田稔久

## 全国労働衛生週間が始まった

「週間実施要綱を読み解く」

今年の週間スローガンは「目標そよ二刀流」。ここからだの健康職場で、二刀流と言えば大谷翔平選手。彼の投打にわたる活躍にあやかり、心と体の健康づくりを訴えています。

まだ不安もありますので、今後も個人としての対策は続けたいです。この他、新しい視点での記述が4項目ありましたので紹介します。

### (1) 精神障害による労災

認定件数が過去最多

増加傾向にある過労自殺

等の精神障害による労災認定件数が、前年度過去最多となるなど、メンタルヘルス対策が重要な課題となっています。本件の認定基準について、平成23年に策定された基準により労災認定が行われきましたが、社会状況の変化や最新の医

報は「週間実施要綱（厚労省等）」と「労働衛生のしりとり」（中災防発行）での入手がお勧めで、特に後者は労働衛生スタッフの必携でもあります。今年度の実施要綱で気付いたのは、まずコロナ感染症の記述がなくなつたことです。しかし、

学知見等を踏まえ、専門検討会による報告書（本年7月）がまとめられたことを受け、9月1日付をもつて改正（別掲）されました。

### (3) 中高年齢の女性の転倒

転倒灾害は、労働災害全数の約25%を占め、特に中高齢女性の発生率が高い傾向が特徴的で、骨密度の低下に伴う骨折の防止対策が課題です。

「転倒予防学会」が提唱している「転倒予防の日」をご存知でしょうか？語呂合わせ（テン・とお）で10月10日を記念日としています。特に今年度は厚生労働省と共に転倒予防の川柳の募集（8月末で締切）がされ、記念日に大賞等が発表される予定です。

### (2) 働く女性の健康問題への理解

就業者に占める女性の割合が4割を超える活躍が期待される中、女性特有の健康課題への理解を深め取組が、管理者や男性労

働者にも求められています。今後、関係団体において研修等が行われるとと思われます。また、滋賀県のホームページに同県女性活躍推進課が作成したリーフレット「働きやすい職場づくりのために働く女性の健康課題を知っていますか？」があります。なるほどとの内容ですので、WEB検索しご覧ください。

### (4) 業務請負等他社に作業を行わせる場合の対策

令和3年5月17日に出された「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決により、安衛法による事業者に義務付けられている健康障害防止措置は労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者外の者も保護する趣旨と判断されました。その判決を踏まえて、昨年、衛生基準に関して省令改正が行われました。

また、判決は安全基準には触れられていませんが、今後、場所を管理する事業者は、衛生基準と同様にして、一定の安全基準にも配慮することが望されます。

労働者保護法である安衛法は、請負の事業主等も保護するとした「作業者保護法」と変化する過程にあるのかもしれません。

ニヤリとしてしまいます。  
「密減らし 増やしたいのは 骨密度」  
「つまずいた むかしは恋で いま段差」